

資料

財務省主税局税制第二課
2019年1月

目次

- P.1 軽減税率制度(概要)
- P.5 リベートの考え方
- P.8 「一体資産」と「一括譲渡」の考え方
- P.13 価格表示
- P.15 インボイス制度
- P.24 税額計算について
- P.29 (参考)税率引き上げ「またぎ」の考え方

輕減稅率制度 (概要)

飲食料品の提供とは

○飲食料品の譲渡

軽減

《役務の提供なし》

○ケータリング

標準

《役務の提供あり》

相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供

○食事の提供

標準

テーブル・イス等の飲食に用いられる設備（飲食設備）がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供

適用税率の考え方

例. スーパーやコンビニで飲食料品の提供を行う場面において

○椅子・テーブル等あり



飲食可能



意思確認！



標準



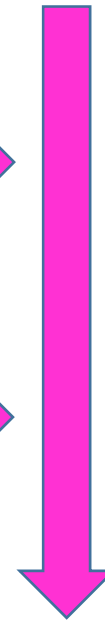
飲食不可

(“飲食はご遠慮ください” = 実態なし)



(食事の提供)

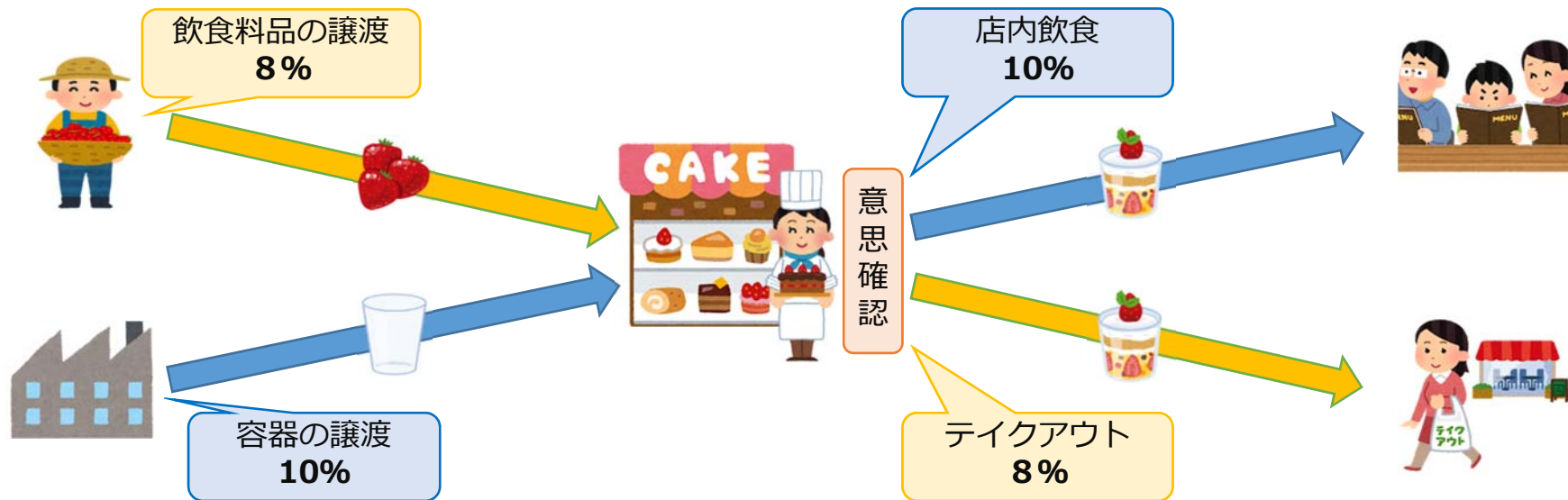
○椅子・テーブル等なし



(飲食料品の譲渡)

軽減

適用税率の判定



○ 適用税率は、「売り手」が「販売時点」で判定する

→ 店内飲食とテイクアウト両方行うのであれば、販売時に「意思確認」などで判断

○ 消費税は「取引課税」なので「売上げ」と「仕入れ」は別の取引と考える

→ 仕入れは標準税率（10%）で売上げは軽減税率（8%）ということも、その逆もありうる

○ 消費税の税額計算： 売上税額 － 仕入税額 = 納税額

→ 売上げ・仕入れにおける税率の差は、申告を通じて精算される（仕入税額の方が大きければ還付）

リベートの考え方

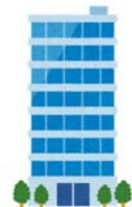
販売奨励金(いわゆるリベート等)について

【未定稿】

【食品製造業者等】



【食品卸売業者等】



【小売店等】



① リベート

② 奨励金

① リベート

③ 販路拡大に係るもの

④ 委託販売に係るもの

① リベート(飛越しリベート)

「販売奨励金」の種類		製造業者等	食品卸売業者等	小売店等
① リベート ※ 販売数量等に応じて支払われる奨励金	製造→卸売	売上割戻し(基通14-1-2) 【8%】	仕入値引き(基通12-1-2) 【8%】	
	卸売→小売		売上割戻し(基通14-1-2) 【8%】	仕入値引き(基通12-1-2) 【8%】
	製造→小売	売上割戻し(基通14-1-2) 【8%】		仕入値引き(基通12-1-2) 【8%】
② 奨励金	※ 対価の増額として支払われるもの	売上加算 (食品価額に係る値増金) 【8%】	仕入加算 (食品価額に係る値増金) 【8%】	
	※ 早期生産等の対価として支払われるもの	役務提供の対価(売上げ) 【10%】	役務提供の対価(仕入れ) 【10%】	
③ 販路拡大に係るもの ※ 販路拡大等の対価として支払われる奨励金			役務提供の対価(仕入れ) 【10%】	役務提供の対価(売上げ) 【10%】
④ 委託販売に係るもの ※ 委託販売数量等に応じて委託手数料の増額として支払われる奨励金			仕入加算 (委託手数料に係る値増金) 【10%】	売上加算 (委託手数料に係る値増金) 【10%】

(注) 上記リベート等の課税関係については、「※」に記載した性格のものであることを前提とした整理である点に留意。

消費税法基本通達逐条解説（抜粋）

（事業者が収受する販売奨励金等）

12－1－2 事業者が販売促進の目的で販売奨励金等の対象とされる課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先（課税仕入れの相手方のほか、その課税資産の製造者、卸売業者等の取引関係者を含む。）から金銭により支払を受ける販売奨励金等は、仕入れに係る対価の返還等に該当する。

【解説】

事業者が販売数量や販売高に応じて取引先から支払を受ける販売奨励金等は、仕入代金の一部の返戻額であることから、本通達において、仕入れに係る対価の返還等に該当するものであることを明らかにしたものである。また、この場合の取引先には、課税仕入れの直接の相手方に限らず、例えば、商品等の卸売業者、製造業者等も含まれるのであり、それらの者から支払われるいわゆる飛越しリベート等も仕入れに係る対価の返還等に該当することとなる。

なお、保険の取次店、代理店等が取次件数、成約件数等に応じて支払を受ける奨励金は、取次店、代理店等が精励して取扱件数を伸ばしたという役務の提供に対し支払われるものであるから、その支払を受けた事業者の課税売上げとなる。

「一体資産」と「一括譲渡」の考え方

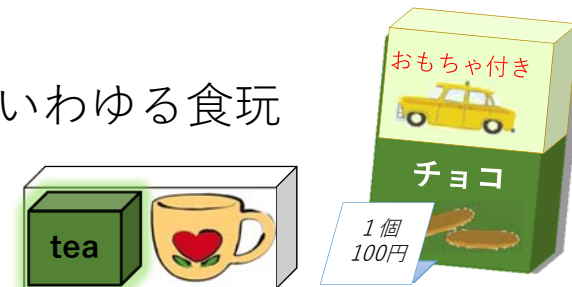
「一体資産」について①

◆ 一体資産とは

- 食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもので、一の資産としての価格のみが提示されているもの
→ **原則として軽減税率の対象となりません。**

《一体資産の例》

- 菓子とおもちゃにより構成されている、いわゆる食玩
- 紅茶とティーカップの詰め合わせ



◆ 軽減税率の対象となる一体資産

- 一体資産の販売金額（税抜き）が1万円以下かつ
- 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上となるもの

「一体資産」について②

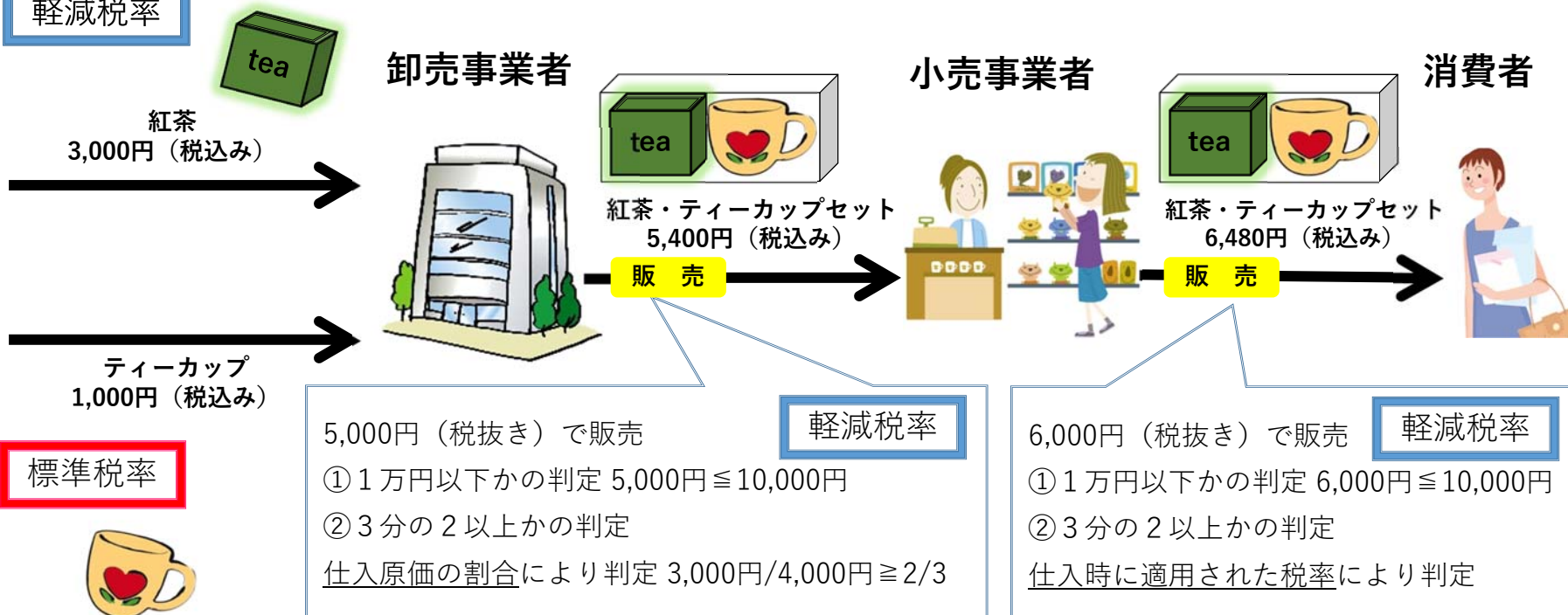
◆ 食品の価額の占める割合の計算方法

一体資産のうち食品の価額の占める割合は、事業者の販売する商品や販売実態に応じ、例えば、次のように事業者が合理的な方法により計算した割合によることができます。

- ・ 一体資産の売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合
- ・ 一体資産の原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合 等

※ 小売業等を営む事業者が、一体資産に該当する商品を仕入れて販売する場合において、販売金額（税抜き）が1万円以下であれば、その課税仕入れのときに仕入先が適用した税率をそのまま適用して差し支えありません。

軽減税率



「一括譲渡」について

◆ 一括譲渡とは

- 課税関係の異なる2以上の資産（標準税率対象資産、軽減税率対象資産又は非課税対象資産のうち異なる2以上の資産）を同一の者に同時に譲渡すること
- 一括譲渡した場合において、個々の資産の譲渡等の対価の額が合理的に区分されていない場合には、それぞれの資産の価額に基づき合理的に按分する必要がある。

《一括譲渡の例》

- ・ 食品と食品以外のものを購入する場合



→ 区分された対価で精算

- ・ 「よりどり○品 △△円」



→ **対価を合理的に按分**

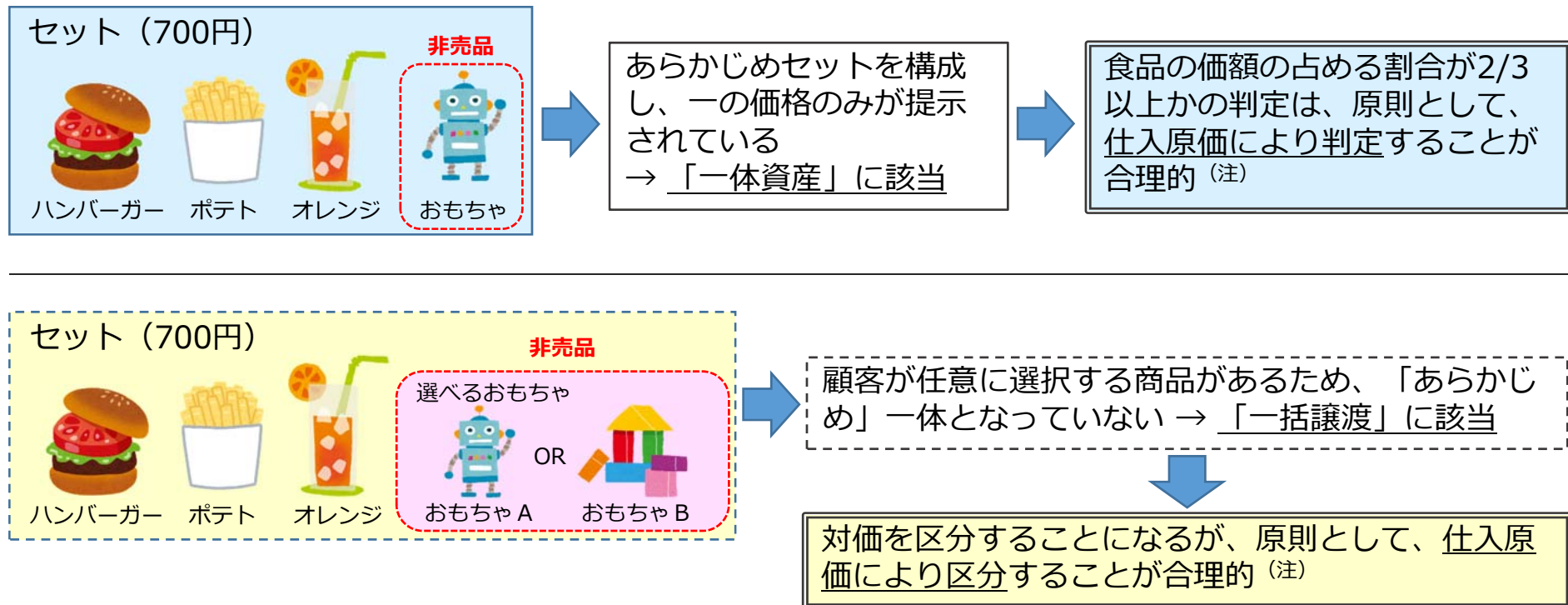
食品と「非売品」の組み合わせについて

【未定稿】

- 「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいう。そのうち、税抜価額が1万円以下で、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率対象となる。
- 食品以外の資産として、事業者において売価を設定していない、いわゆる「非売品」が組み合わせられることもあるが、そのような場合でも、あらかじめ一体となっており、一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものは「一体資産」に該当する※

※ 組み合わせについて客の選択が可能な場合などには「一括譲渡」に該当する。

(例) ファストフードのおもちゃ付きセット（持ち帰り）の場合



(注) セット価格のうち、食品単品の売価を控除した額を「非売品」の売価とみなして判定（区分）する方法も差し支えない。

価格表示

消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について

事業者間の公正かつ自由な競争を促進するとともに、一般消費者の適正な商品又は役務の選択を確保する観点から、消費税の軽減税率制度実施後における適切な価格表示について示すもの。

【同一の飲食料品につきテイクアウト等と店内飲食の双方を行う場合の価格表示】

異なる「税込」価格を設定する場合

○ テイクアウト等と店内飲食両方の税込価格を表示

【外食事業者のメニュー表示】

メニュー		メニュー	
ハンバーガー	330円 (324円)	店内飲食（出前）	
オレンジジュース	165円 (162円)	かけそば	770円（756円）
〇〇セット	550円 (540円)	天ぷらそば	990円（972円）
		天丼	880円（864円）

※ 下段はテイクアウトの値段となります。

【イートインスペースのある小売店等の商品棚における価格表示】

総菜パン	162円 (店内飲食 165円)
------	---------------------

(注) 両方の税込価格に併せて、税抜価格又は消費税額を併記することも妨げられるものではない。

「税込」価格を統一する場合

○ 一の税込価格を表示

【外食事業者のメニュー表示】

メニュー		メニュー	
チーズバーガー	350円	かけうどん	600円
リンゴジュース	180円	天ぷらうどん	800円
△△セット	600円	かつ丼	850円

【イートインスペースのある小売店等の商品棚における価格表】

あんパン	170円
------	------

(参考) 適正な転嫁等の観点から以下の点に留意

- ① 「全て軽減税率が適用されます」「消費税は8%しか頂けません」といった表示は転嫁阻害表示に該当
- ② テイクアウト等の価格を店内飲食に合わせて値上げする場合には、消費者から問われた際に、ガイドラインに挙げた具体例も参考にしつつ、合理的な理由を説明することが考えられる

(参考) 税抜価格による表示

➢ 消費税転嫁対策特別措置法の適用期限(平成33年(2021年)3月31日)までは、誤認防止措置を講じている場合には税抜価格による表示も認められる。

【外食事業者のメニュー表示】

(両方の消費税額を表示)

メニュー	
本体価格(税額:店内飲食/テイクアウト)	
ハンバーガー	300円 (30円/24円)
オレンジジュース	150円 (15円/12円)
〇〇セット	500円 (50円/40円)

(片方の消費税額を表示)

出前メニュー	
かけそば	700円 + 56円
天ぷらそば	900円 + 72円
天丼	800円 + 64円
※ 店内飲食の場合、税率が異なるため消費税額が異なります。	

(税抜価格のみを表示)

メニュー	
ハンバーガー	300円 (税抜)
オレンジジュース	150円 (税抜)
〇〇セット	500円 (税抜)
※ 店内飲食とテイクアウトでは、税率が異なりますので消費税額が異なります。	

(税抜価格のみを表示)

出前メニュー	
かけそば	700円 + 税
天ぷらそば	900円 + 税
天丼	800円 + 税
※ 出前と店内飲食では、税率が異なりますので消費税額が異なります。	

【イートインスペースのある小売店等の価格表示】

(商品棚の価格表示) (店内掲示等)

総菜パン	150円
------	------

当店の価格は全て税抜表示となっております。
なお、持ち帰りと店内飲食では、税率が異なりますので消費税額が異なります。

インボイス制度

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

○消費税の税額計算

$$\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$$

→「仕入税額控除」

○仕入税額控除の要件

現行	2019年10月～2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (インボイス制度)
仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存
請求書等の客観的な証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等 (区分記載請求書等)の客観的な証拠書類の保存	適格請求書（インボイス）の保存

(ポイント)

軽減税率制度の実施後、仕入税額控除のために保存が必要となる請求書等が変わる！

請求書のインボイス対応（イメージ）

【未定稿】

- 区分記載請求書等保存方式による追加事項：①軽減対象資産の譲渡等である旨
②税率ごとに区分して合計した対価の額（税込み）
- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）による追加事項：上記①② + ③登録番号 ④適用税率及び消費税額等
※ 上記②は税抜又は税込対価の額
- インボイスの記載事項は、1つの書類のみで満たしている必要はなく、相互の関連が明確な複数の書類（例えば納品書と請求書など）全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類をインボイスとすることが可能。

現在使用されている請求書

請求書
《4月分》 ○年○月○日

●●（株）御中 (株)△△

請求金額合計 226,800円

月	日	取引	伝票番号	売上金額 (税抜き)
4	1	売上	123	2,600
	3	売上	456	5,900
	4	売上	789	30,000
			...	
合計	売上額		税率	消費税額等
	210,000円		8%	16,800円

仕入伝票(納品書)
○年4月1日 伝票No.123
(品名) (数量) (税抜金額)
食品 1 2,000
日用品 1 600

軽減税率制度・インボイス制度対応

請求書
《4月分》 ○年○月○日

●●（株）御中 (株)△△

登録番号:T123456...

請求金額合計 229,000円

月	日	取引	伝票番号	売上金額 (税抜き)
4	1	売上	123	8% 2,000 10% 600
	3	売上	456	8% 5,900
	4	売上	789	10% 30,000
			...	
合計	売上額		消費税額等	
	8%対象 100,000円		8,000円	
	10%対象 110,000円		11,000円	

税率ごとに分けて作成することも可能

仕入伝票(納品書)
○年4月1日 伝票No.123
(品名) (数量) (税抜金額)
食品※ 1 2,000
日用品 1 600
(注)※は軽減税率対象

支払通知書のインボイス対応（イメージ）

【未定稿】

- 区分記載請求書等保存方式、適格請求書等保存方式においても、仕入明細書による仕入税額控除が認められる。その場合、現行制度と同様に課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限られる点に留意。
- 区分記載請求書等保存方式による追加事項：
①軽減対象資産の譲渡等である旨
②税率ごとに区分して合計した支払対価の額
- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）による追加事項
：上記①② + ③課税仕入れの相手方の登録番号 ④適用税率及び消費税額等
- 仕入明細書の記載事項は、1つの書類のみで満たしている必要はなく、相互の関連が明確な複数の書類（例えば納品書と支払通知書など）全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類をインボイスとすることが可能。

現在使用されている支払通知書

支払通知書
《4月分》 ○年○月○日

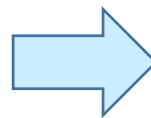
●●(株)御中 (株)△△

※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 226,800円

月	日	取引	伝票番号	支払金額 (税抜き)
4	1	仕入	123	2,600
	3	仕入	456	5,900
	4	仕入	789	30,000
			...	
合計		仕入額	税率	消費税額等
		210,000円	8%	16,800円

課税仕入れの
相手方の確認
を受けたこと
を示す文言



軽減税率制度・インボイス制度対応

支払通知書
《4月分》 ○年○月○日

●●(株)御中 (株)△△

登録番号:T123456... ※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	伝票番号	支払金額 (税抜き)	
4	1	仕入	123	8%	2,000
				10%	600
	3	仕入	456	8%	5,900
	4	仕入	789	10%	30,000
			...		
合計		仕入額			消費税額等
		8%対象	100,000円		8,000円
		10%対象	110,000円		11,000円

課税仕入れの相手方(売り手)の登録番号を記載

税率ごとに分けて作成することも可能

仕入伝票(納品書)
○年4月1日 伝票No.123
(品名) (数量) (税抜き金額)
食品 1 2,000
日用品 1 600

仕入伝票(納品書)
○年4月1日 伝票No.123
(品名) (数量) (税抜き金額)
食品※ 1 2,000
日用品 1 600
(注)※は軽減税率対象

何をインボイスとするか①

ケース1 各納品書をインボイスとする場合

インボイスに記載された消費税額は、納品書A:9円+納品書B:9円=18円

インボイス	納品書				
○	○株式会社 御中 HO. 7. 5 No.A				
保存義務	1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回				
買手:○ 売手:○	品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
	かんづめa1※	35			
	かんづめa2※	35			
	発泡酒	46			
	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
	登録番号:T1234... ※は軽減税率対象品目 ■株式会社				

インボイス	納品書				
○	○株式会社 御中 HO. 7. 20 No.B				
保存義務	1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回				
買手:○ 売手:○	品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
	かんづめb1※	35			
	かんづめb2※	35			
	発泡酒	46			
	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
	登録番号:T1234... ※は軽減税率対象品目 ■株式会社				

インボイス	請求書	H〇. 7. 31				
×	○株式会社 御中					
保存義務	今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。					
買手: × 売手: ×						
<table><tr><td>請求金額</td><td>:</td><td>250</td><td>(税込金額)</td></tr></table>			請求金額	:	250	(税込金額)
請求金額	:	250	(税込金額)			
■株式会社						

ケース2 月次請求書をインボイスとするケース

インボイスに記載された消費税額は、請求書:20円

インボイス

×

保存義務

買手: ×
売手: ×

納品書

○株式会社 御中

H○. 7. 5

No.A

品名	税抜金額
かんづめa1	35
かんづめa2	35
発泡酒	46
合計	116

■株式会社

インボイス

×

保存義務

買手: ×
売手: ×

納品書

○株式会社 御中

H○. 7. 20 No.B

品名	税抜金額
かんづめa1	35
かんづめa2	35
発泡酒	46
合計	116

■株式会社

インボイス

○

保存義務

買手:○
売手:○

○株式会社 御中

(納品日) 7月5日

(品名) かんづめa1※

(税抜金額) 35

請求書

H.O. 7. 31

1インボイスにつき、
税率ごと端数処理1回

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	140	8%	11	151
10%対象合計	92	10%	9	101
	請求金額		252	

登録番号:T1234

※は軽減税率対象品目

株式会社

(注)各書類中、太文字(ゴシック体)がインボイス「記載事項」を示す。

何をインボイスとするか②

ケース3 相互の書類を一体としてインボイスとする場合

①納品書毎に端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、納品書A:9円+納品書B:9円=18円

インボイス	納品書				
○(※)	○株式会社 御中 HO. 7. 5 No.A				
保存義務	1インボイスにつき、 税率ごと端数処理1回				
買手:○ 売手:○	品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
	かんづめa1※	35			
	かんづめa2※	35			
	発泡酒	46			
	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
	※は軽減税率対象品目 ■株式会社				

②月次請求書でまとめて端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、請求書:20円

インボイス	納品書	
○(※)	○株式会社 御中 HO. 7. 5 No.A	
保存義務	1インボイスにつき、 税率ごと端数処理1回	
買手:○ 売手:○	品名	税抜金額
	かんづめa1※	35
	かんづめa2※	35
	発泡酒	46
	合計	116
	※は軽減税率対象品目 ■株式会社	

インボイス	納品書				
○(※)	○株式会社 御中 HO. 7. 20 No.B				
保存義務	1インボイスにつき、 税率ごと端数処理1回				
買手:○ 売手:○	品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
	かんづめb1※	35			
	かんづめb2※	35			
	発泡酒	46			
	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
	※は軽減税率対象品目 ■株式会社				

インボイス	納品書	
○(※)	○株式会社 御中 HO. 7. 20 No.B	
保存義務	1インボイスにつき、 税率ごと端数処理1回	
買手:○ 売手:○	品名	税抜金額
	かんづめb1※	35
	かんづめb2※	35
	発泡酒	46
	合計	116
	※は軽減税率対象品目 ■株式会社	

インボイス	請求書	
○(※)	○株式会社 御中 HO. 7. 31	
保存義務	今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。	
買手:○ 売手:○	請求金額 : 250 (税込金額)	
	(内訳) 納品書No.A、納品書No.B	
	登録番号:T1234... ■株式会社	

インボイス

○(※)

保存義務

買手:○
売手:○

○株式会社 御中

請求書

H〇. 7. 31

今月分の請求になります。
ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。

請求金額

:

252

(税込金額)

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	140	8%	11	151
10%対象合計	92	10%	9	101

(内訳)
納品書No.A
納品書No.B

1インボイスにつき、
税率ごと端数処理1回

登録番号:T1234-
株式会社

※ 納品書と請求書に別々に記載された「記載事項」を合わせて「インボイス」とする
 (注) 各書類中、太文字(ゴシック体)がインボイス「記載事項」を示す。

返品があった場合の対応について

【未定稿】

- 適格請求書等保存方式において、対価の返還等（値引き・返品・割戻し）が行われた場合には、「売り手」から「買い手」に対して「適格返還請求書」を交付する必要がある。
- 適格返還請求書の記載事項は以下のとおり
 - ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
 - ② 登録番号
 - ③ 対価の返還等を行う年月日
 - ④ 対価の返還等に係る課税資産の譲渡等を行った年月日
 - ⑤ 対価の返還等に係る課税資産の譲渡等の内容（軽減対象である場合にはその旨）
 - ⑥ 対価の返還等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額
 - ⑦ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率
- 適格返還請求書の記載事項は、相互の関連が明確な複数の書類により満たすことが可能。
- 適格返還請求書と適格請求書の内容を一の書類で記載することも可能。その場合、対価の額と消費税額等については、（得意先ごとに）継続適用を条件に、相殺表示が可能。（消費税額等は、返品額相殺後の対価の額から計算）

軽減税率制度・インボイス制度対応

請求書
《4月分》 ○年○月○日

●●（株）御中 (株)△△

請求金額合計 214,760円 登録番号:T123456...

月	日	取引	伝票番号	売上金額(税抜き)	
4	1	売上	123	8%	2,000
				10%	600
	3	返品	456	8%	1,500
				10%	300
	4	売上	789	10%	30,000
			...		
合計				売上額	消費税額等
8%対象				100,000円	8,000円
10%対象				110,000円	11,000円
				返品額	消費税額等
				-3,000円	-240円
				-10,000円	-1,000円

仕入伝票(納品書)

○年4月1日 伝票No.123

(品名)	(数量)	(税抜金額)
食品※	1	2,000
日用品	1	600

(注)※は軽減税率対象

返品伝票

○年4月3日 伝票No.456

(品名)	(数量)	(税抜金額)
○年3月 食品※	1	1,500
○年2月 日用品	1	300

(注)※は軽減税率対象

いつの売上に係る
返品かを示す必要
(月単位でも可)

継続適用を条件に、相殺表示が可能(※)

8% 売上額 97,000円 税額 7,760円

10% 売上額 100,000円 税額10,000円

※ 相殺表示を行う際は、相殺後の対価の額から税額を計算し、端数処理もそのタイミングで行う

返品があった場合の請求レスによる対応について

【未定稿】

- 適格請求書等保存方式において、請求レス対応（仕入明細書）による仕入税額控除も認められる。
- 対価の返還等が行われた場合には、「買い手」が適格返還請求書の記載事項を記載した仕入明細書を作成し、「売り手」の確認を受けることで、「売り手」の適格返還請求書の交付は不要
- 仕入明細書による仕入税額控除を行う場合、対価の返還等（適格返還請求書）とそれ以外（適格請求書）の内容を、一の書類で記載することも可能。その場合、対価の額と消費税額等については、（得意先ごとに）継続適用を条件に、相殺表示が可能。（消費税額等は、**返品額相殺後の対価の額から計算**）

軽減税率制度・インボイス制度対応

支払通知書
《4月分》 ○年○月○日

●●（株）御中
登録番号:T123456...

※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

月	日	取引	伝票番号	支払金額(税抜き)	
4	1	仕入	123	8%	2,000
				10%	600
	3	返品	456	8%	1,500
				10%	300
	4	仕入	789	10%	30,000
合計		仕入額		消費税額等	
8%対象		100,000円		8,000円	
10%対象		110,000円		11,000円	
			返品額	消費税額等	
			-3,000円	-240円	
			-10,000円	-1,000円	

仕入伝票(納品書)
○年4月1日 伝票No.123

(品名)	(数量)	(税抜金額)
食品※	1	2,000
日用品	1	600

(注)※は軽減税率対象

返品伝票
○年4月3日 伝票No.456

(品名)	(数量)	(税抜金額)
○年3月 食品※	1	1,500
○年2月 日用品	1	300

(注)※は軽減税率対象

いつの売上に係る
返品かを示す必要
(月単位でも可)

本来対価の返還等がある場合、「売り手」から適格返還請求書の交付を行う必要があるが、適格返還請求書の記載事項を記載した仕入明細書を作成し、「売り手」の確認を受けることで足りる

継続適用を条件に、相殺表示が可能(※)
8% 仕入額 97,000円 税額 7,760円
10% 仕入額 100,000円 税額10,000円

※ 相殺表示を行う際は、相殺後の対価の額から税額を計算し、端数処理もそのタイミングで行う

「値引き」を行った場合の適格簡易請求書の記載について
 （「値引後の対価の額」を「課税資産の譲渡等の対価の額」とする例）

【未定稿】

- 割引券等により軽減税率対象と標準税率対象について一括して「値引き」を行った場合、値引額を合理的に区分する必要がある。その際、「値引後の対価の額」又は「税率ごとの値引額」が領収書等で明らかとなっていれば、合理的に区分しているものと認められる。
- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）実施後において「値引き」を行った際に、「値引後の対価の額」を「課税資産の譲渡等の対価の額」とする場合、区分記載請求書等保存方式と同様、「値引後の税抜価額又は税込価額」又は「税率ごとの値引額」が領収書等で明らかとなっていれば、合理的に区分しているものと認められる。また、「消費税額等」については、「値引後の税抜価額又は税込価額」から計算する。

【適格簡易請求書】

レシート				
〇〇ドラッグストア				
(03-XXXX-YYYY)				
登録番号：T123...				
20XX年04月01日(土)		16:45		
ティッシュ	1点	298	298円	
ジュース *	1点	89	89円	
メガスリ	1点	250	250円	
値 引 き			-50円	
		8%タイヨウ	-7円	
		10%タイヨウ	-43円	
合 計			587円	
		8%タイヨウ	82円	
		(内消費税	6円)	
		10%タイヨウ	505円	
		(内消費税	46円)	
お 預 り		1,037円		
お 釣 り		450円		
*印は軽減対象				

「税率ごとの値引額」については
省略可能

値 引 き	-50円
合 計	587円
8%タイヨウ	82円
(内消費税	6円)
10%タイヨウ	505円
(内消費税	46円)

「値引後の対価の額」が明らか
 となっていればよい（端数処理
 も値引後の金額から計算した際
 に行う）

（参考）値引額の合理的な区分方法

値 引 き	-50円
合 計	587円
8%タイヨウ	89円
(内消費税	7円)
10%タイヨウ	498円
(内消費税	45円)

仮に、標準税率対象からのみ値引き
 したとしても、「値引後の対価の
 額」が明らかとなっていれば、合理
 的に区分しているものと認められる

税額計算について

**適格請求書等保存方式における
事業者の売上税額・仕入税額の計算方法**

【未定稿】

【売上げに係る消費税額】

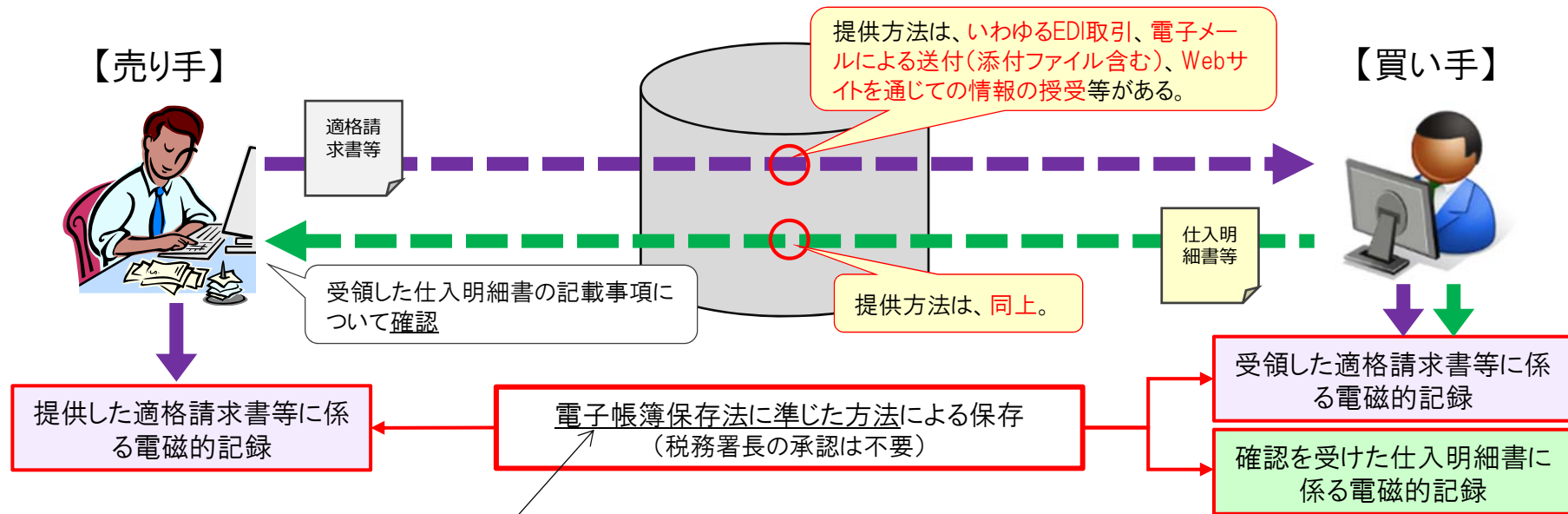
【仕入に係る消費税額】

計算方法	適用	計算方法
割戻し計算 税率の異なるごとに区分して合計した課税標準額 (税抜) $\times 7.8/100$ (軽減税率対象の場合は $6.24/100$)	○	積上げ計算 適格請求書等に記載された消費税額※の合計額 $\times 78/100$ ※適格請求書の保存を要しない課税仕入れについては、課税仕入れの 都度、端数処理（切捨て又は四捨五入）した後の金額
	○	帳簿上での積上げ計算 （課税仕入れの都度、端数処理（切捨て又は四捨五入）した 後の課税仕入れに係る消費税相当額を帳簿に記載している 場合） 帳簿に記載した消費税相当額の合計額 $\times 78/100$
	○	割戻し計算 税率の異なるごとに区分して合計した課税仕入れに係る 支払対価の額（税込） $\times 7.8/110$ (軽減税率対象の場合は $6.24/108$)
積上げ計算 適格請求書等に記載した消費税額等の合計額 $\times 78/100$	○	積上げ計算
	○	帳簿上での積上げ計算
	×	割戻し計算
割戻し計算と積上げ計算を併用	○	積上げ計算
	○	帳簿上での積上げ計算
	×	割戻し計算

適格請求書等の電磁的記録による提供について

【未定稿】

- 適格請求書・適格返還請求書といった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（いわゆる電子インボイス）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- その際、提供した（提供を受けた）電磁的記録については、電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要となる。（税務署長の承認は不要）
- 仕入明細書のように仕入側が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売り手の確認を受けたものを電子帳簿保存法に準じた方法により保存することで、仕入税額控除が可能となる。



次の①～④を満たす方法

- ① 電磁的記録について次のイ又はロのいずれかの措置を行うこと
 - イ タイムスタンプを付す（電帳規 8 ①ー）
 - ロ 訂正削除防止に関する事務処理規程を定める（電帳規 8 ①二）
- ② システム概要書等の備付け（電帳規 3 ①三、8 ①）
- ③ 操作説明書の備え付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保（電帳規 3 ①四、8 ①）
- ④ 検索機能の確保（電帳規 3 ①五、8 ①）

（注）整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。

電子的に交付された請求書等の取扱いについて

未定稿

【消費税法上の取扱い】

	現行制度 (～H31.9.30)	軽減税率制度実施後 (H31.10.1～)	適格請求書等保存方式導入後 (H35.10.1～)
① 売り手	保存義務なし		保存義務あり (消費税法57条の4⑤)
② 買い手	<u>保存不要</u> ※		保存が必要 (消費税法30条⑦⑨)

※ インボイス制度導入までは「請求書の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある」として、帳簿に一定の記載をすることで仕入税額控除が可能（消費税法基本通達11-6-3）。

(参考) 【所得税・法人税法上の取扱い】 (現行制度)

	所得税法	法人税法
① 売り手	保存義務あり (所得税法148条等・電帳法10条)	保存義務あり (法人税法126条等・電帳法10条)
② 買い手	保存義務あり (所得税法148条等・電帳法10条)	保存義務あり (法人税法126条等・電帳法10条)

(参考)
税率引き上げ「またぎ」の考え方

平成31年（2019年）10月1日以後適用する消費税率等

区 分	適用開始日	現 行	平成31年（2019年）10月1日	
			標 準 税 率	軽 減 税 率
消 費 税 率		6.3%	7.8%	6.24%
地 方 消 費 税 率		1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合 計		8.0%	10.0%	8.0%

平成31年（2019年）10月1日前後の消費税率等の適用について

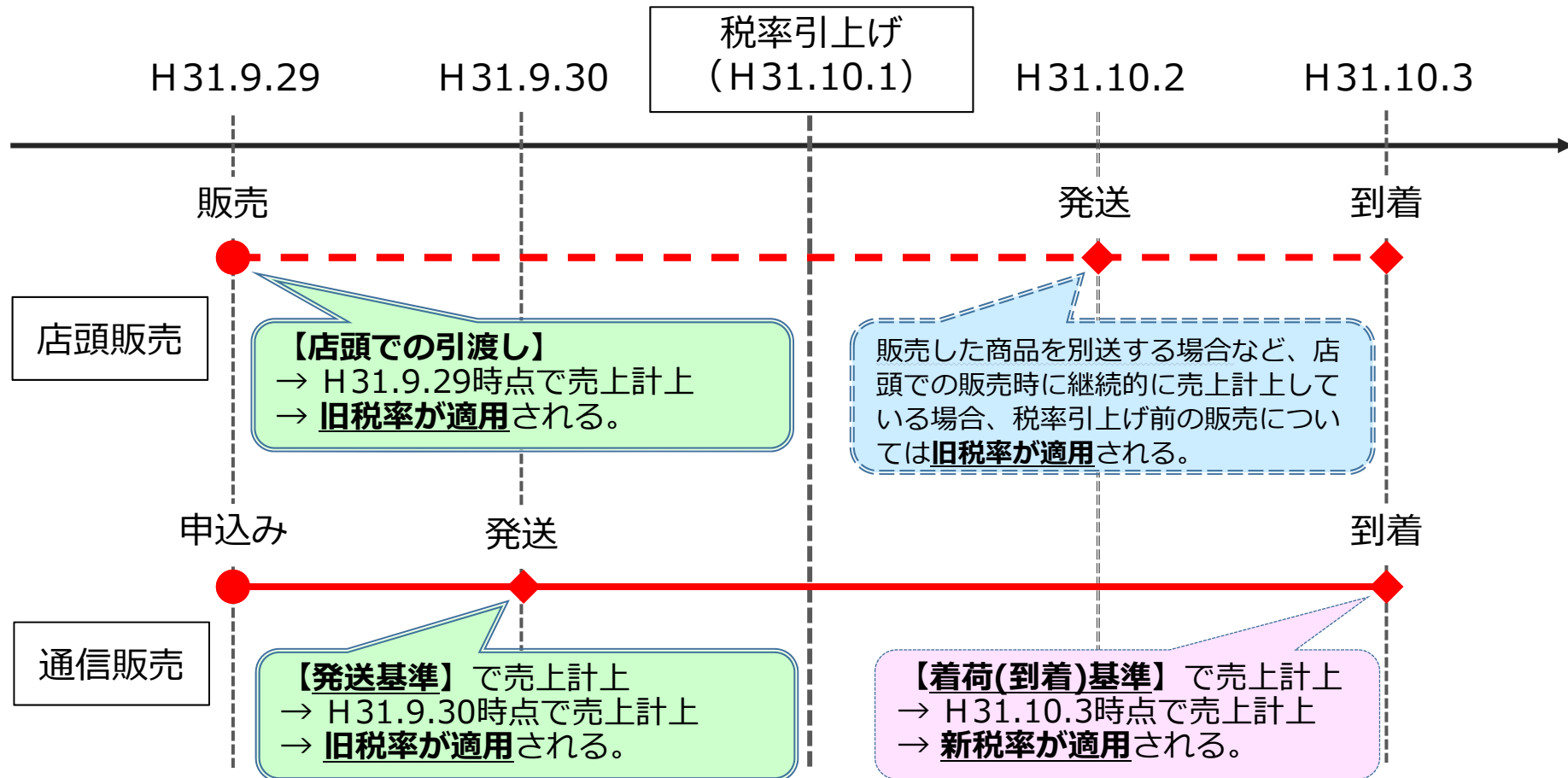
31年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10%（軽減対象資産の譲渡等については、8%）の税率（以下「新税率」といいます。）が適用され、平成26年4月1日から31年施行日の前日（平成31年（2019年）9月30日）までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税については、旧税率（8%）が適用されることとなります。

（注）31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等について、新税率が適用されることとなります。

税率引上げをまたぐ取引の適用税率

- 税率引上げ時をまたぐ取引については、**売上計上方法により、その適用税率が異なる例**がある。

【経過措置の適用はない取引（棚卸資産の譲渡）】



※ 棚卸資産の譲渡を行った日は、その**引渡しのあった日**とする。（消基通9-1-1）

※ 棚卸資産の引渡しの日がいつであるかについては、例えば、出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数量を確認した日など、当該棚卸資産の種類及び性質、その販売に係る契約の内容等に応じてその**引渡しの日として合理的であると認められる日のうち、事業者が継続して棚卸資産の譲渡を行ったこととしている日**によるものとする。（消基通9-1-2）

売り手と買い手で計上基準が異なる場合の適用税率

- 出荷基準により売上げを計上している事業者と検収基準により仕入れを計上している事業者との取引において、出荷日が施行日前で、検収日が施行日以後の場合における消費税の取扱いを教えてください。

例えば、商品の出荷が平成31年9月30日で納品日が平成31年10月1日の取引で、売手側が8%で請求した場合には、買手側は10%で仕入税額控除できるのでしょうか。

【答】

請求書等でその取引に係る消費税率が明らかな場合には、買手側はその税率により仕入控除税額の計算を行うこととなるので、旧税率（8%）を適用することとなります。

仕入税額控除は、税の累積が生ずることがないようにするために設けられた制度であるため、前段階（仕入れ）の取引で課された消費税額は、原則としてそのままの金額を基礎として仕入税額控除されることが前提となっています。

【税込価額で請求されていて、適用された消費税率が明らかでない場合】

- ① 相手方に確認する。
- ② ①の確認が困難な場合は、自己の会計処理により算出した仕入税額を基礎として仕入税額控除する。